

調達要求番号：BP-25D1-114250

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	車両法定点検等役務	DIH-LS-23082	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 1月30日
		改正	
		作成	情報本部総務部

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部における車両（以下，“車両”という。）法定点検等役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語の定義

法定点検等 道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備及び第62条に規定する継続検査をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

1.3.2 関連文書 関連文書は、次による。

a) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

2. 役務に関する要求 本役務に関する要求は次による。

2.1 実施項目 実施項目は、以下による。

a) 法定点検等

b) 部品及び油脂類の交換

c) タイヤの履き替え

2.2 法定点検等 法定点検の対象車両及び点検区分は調達要領指定書による。

2.3 部品及び油脂類交換内容 部品及び油脂類の交換については、調達要領指定書によるものとし、

2.1.a) 実施の際に、併せて実施するものとする。なお、部品及び油脂類については、契約の相手方が準備するものとする。

2.4 タイヤの履き替え タイヤの履き替えは、調達要領指定書による。なお、交換用タイヤは情報本部総務部（以下，“官側”という。）が準備したものを使用し、契約の相手方が実施するものとする。

2.5 実施要領 実施要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、車両及びタイヤの引渡を受け、官側と調整した期限までに **2.2, 2.3, 2.4** を実施し、官側に返還するものとする。
- b) 契約の相手方は、**2.2, 2.3, 2.4** の実施後、この仕様書の内容と異なる項目が発生した場合は、速かに官側に申し出るものとする。

2.6 引渡時期 引渡時期については、官側と調整するものとする。

2.7 役務実施期間 役務実施期間については、調達要領指定書による。

2.8 実施場所 契約の相手方の指定整備工場内で実施するものとする。

2.9 引渡・返還場所 車両の引渡及び返還場所は、契約の相手方の工場とする。

3 品質保証

3.1 検査 検査は、支出負担行為担当官等の定める検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約の相手方は、表に示す提出書類を提出し、官側の確認を得るものとする。

表一提出書類

名 称	提 出 時 期	数 量	媒 体	備考
受領書	車両引渡時	1 部	紙	
返品書	車両返還時	1 部	紙	

4.2 廃材等の処分 部品及び油脂類交換の実施に伴い発生する廃材等の処分は、官側と調整し契約の相手方が実施するものとする。

4.3 仕様書の疑義 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	B P - 2 5 D 1 - 1 1 4 2 5 0
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 1 日
	作 成 部 課	情報本部総務部総務課
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 6 月 2 2 日
品 名	車両法定点検等役務	
仕 様 書 番 号	D I H - L S - 2 3 0 8 2	

指定事項：仕様書 2.2 法定点検等、2.3 部品及び油脂類交換内容、2.4 タイヤの履き替え及び 2.7 役務実施期間は以下のとおりとする。

2.2 法定点検等

対象車両及び点検区分は表 1 による

表 1－対象車両及び点検区分

車 種	登録番号 (車台番号)	区 分
小型貨物自動車	練馬 4 0 0 め 6 9 5 1 (N C P 1 6 0 - 0 0 3 4 9 7 6)	法定 6 ヶ月点検

2.3 部品及び油脂類の交換内容

エンジンオイル交換（エレメント、パッキン類含む。）、ワイパーゴム前後取替
※ 使用部品等は純正または同等以上のものを含む

2.4 タイヤ履き替え

なし

2.7 役務実施期間

令和 8 年 7 月 2 3 日までを基準とする